

令和5年度

東御市都市計画審議会

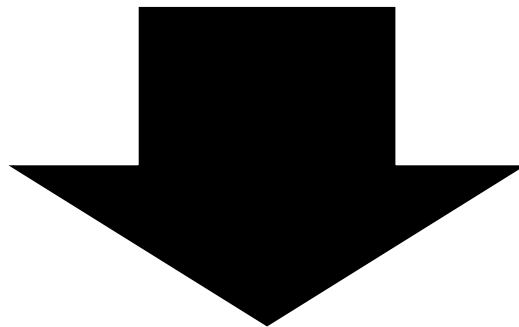
令和6年2月14日

（２）都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定に伴う検討委員の選出について

- **都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定について**
- **都市計画マスタープランと立地適正化計画の関係について**
- **策定目的について**
- **策定実施期間**
- **策定スケジュール（年度別実施概要）**
- **計画の位置づけ**
- **計画の策定体制**

- ・ 都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定について

- ・ 現在の都市計画マスタープランについて
平成17年度～令和7年度
(中間見直し平成28年度)



- ・ 策定する計画について (目標年次)
令和8年度～令和28年度

・都市計画マスタープランと立地適正化計画の関係について

➤ 都市計画マスタープラン

将来像を描き、その実現を目指した取組みの方策を示している。

➤ 立地適正化計画

現状の課題から、持続可能な都市構造を目指し実現化に向けた目標、方針の方策を示している。

- 立地適正化計画はマスタープランとしての性格を持っていることから、その一部は都市計画マスタープランとみなされる。そのため、都市の将来像（まちづくりの思い）を方針とした都市計画マスタープランと、現状の課題から持続可能な都市構造を方針とした立地適正化計画は一体的に策定することが可能。

・ 策定目的について

社会情勢の変化

- 第3次東御市総合計画の策定（市の上位計画）
- 人口の急激な減少・高齢化社会
- 激甚化する災害リスク
- 都市再生特別措置法における国のコンパクトシティ施策、など

都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定

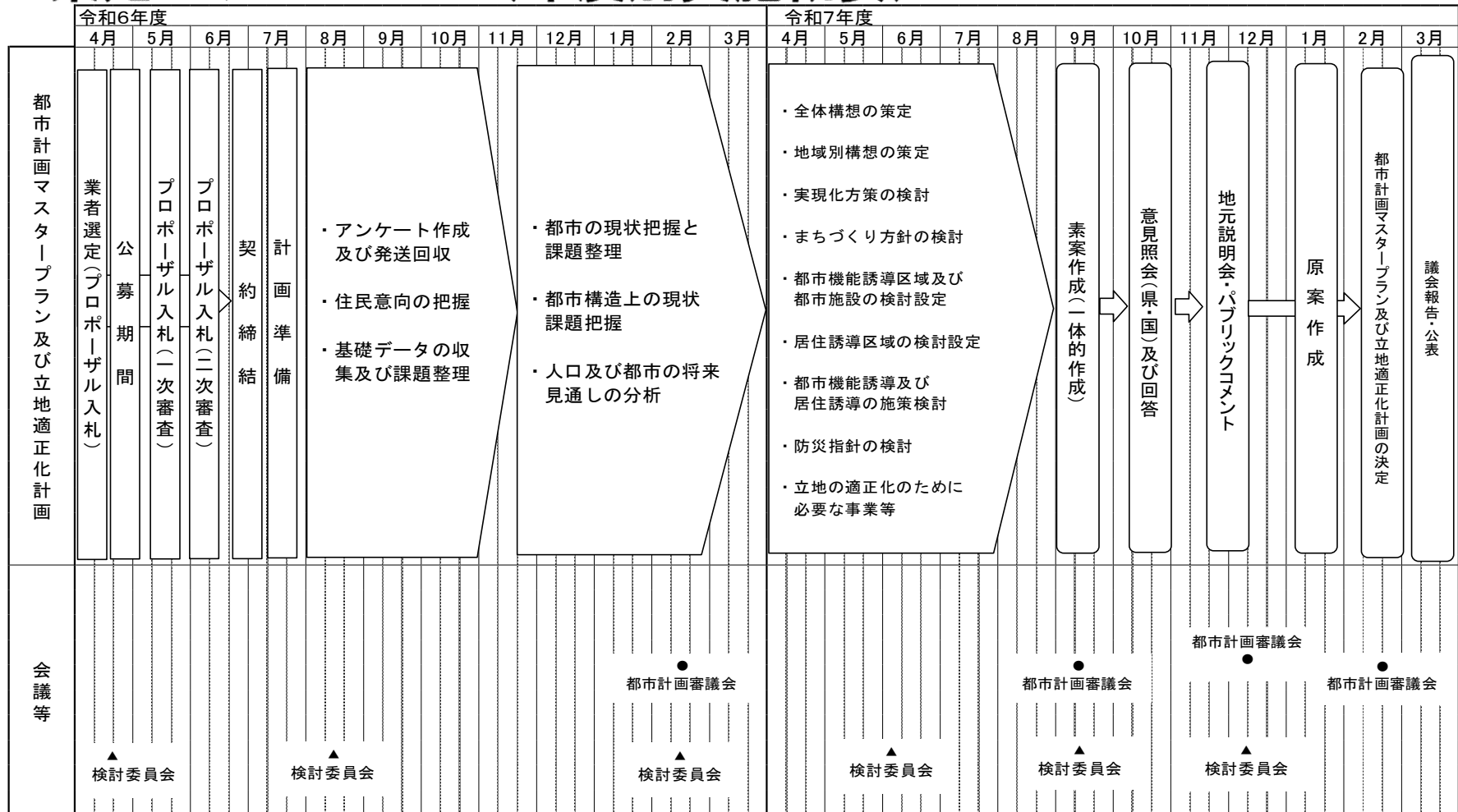
東御市の将来像（まちづくりの思い）
暮らし続けられる持続可能な都市構造
基本的なまちづくり方針

立地適正化計画は5年ごと調査、分析及び評価を行い、必要に応じて見直しを実施する。

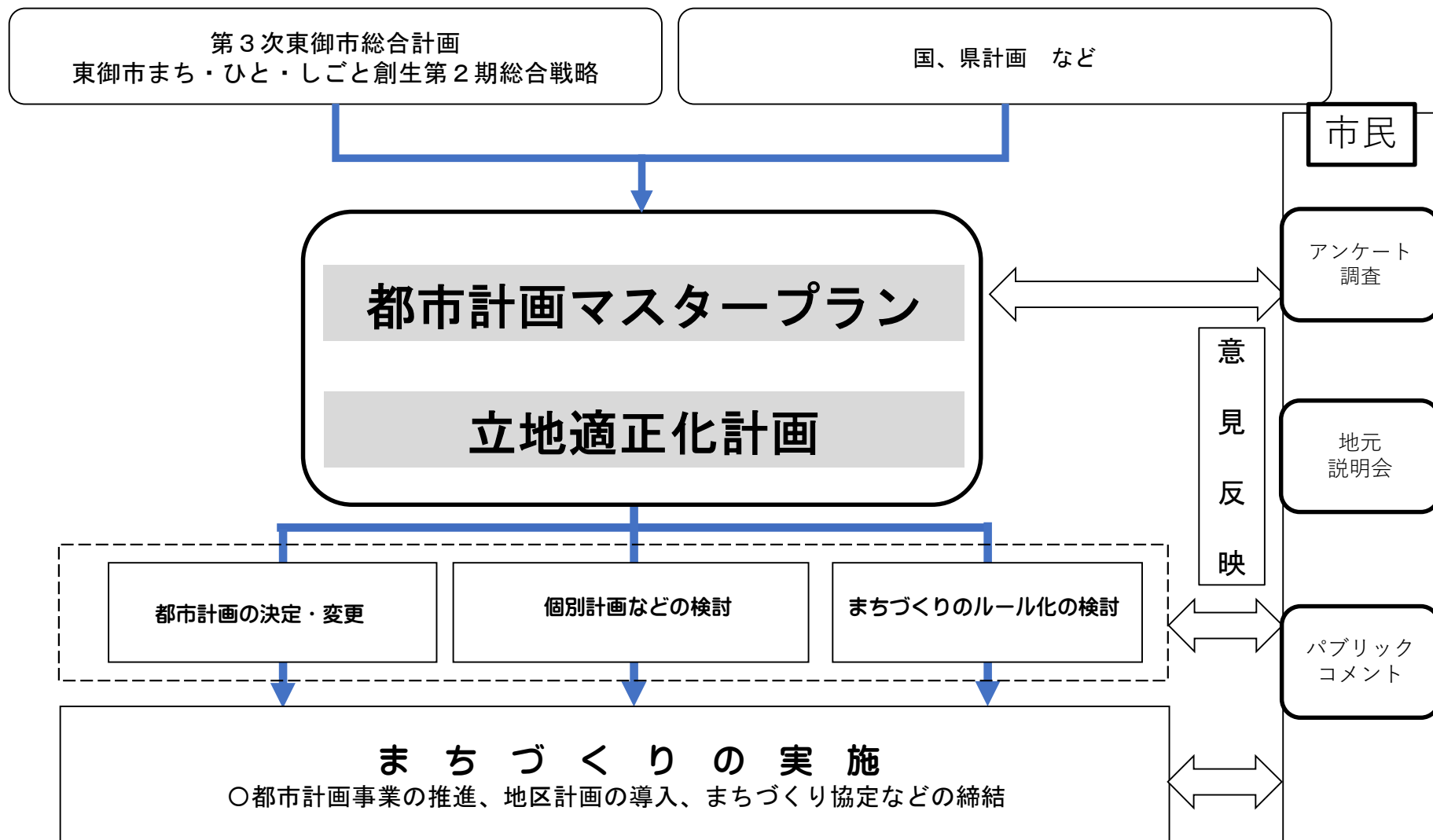
策定実施期間

令和6～7年度

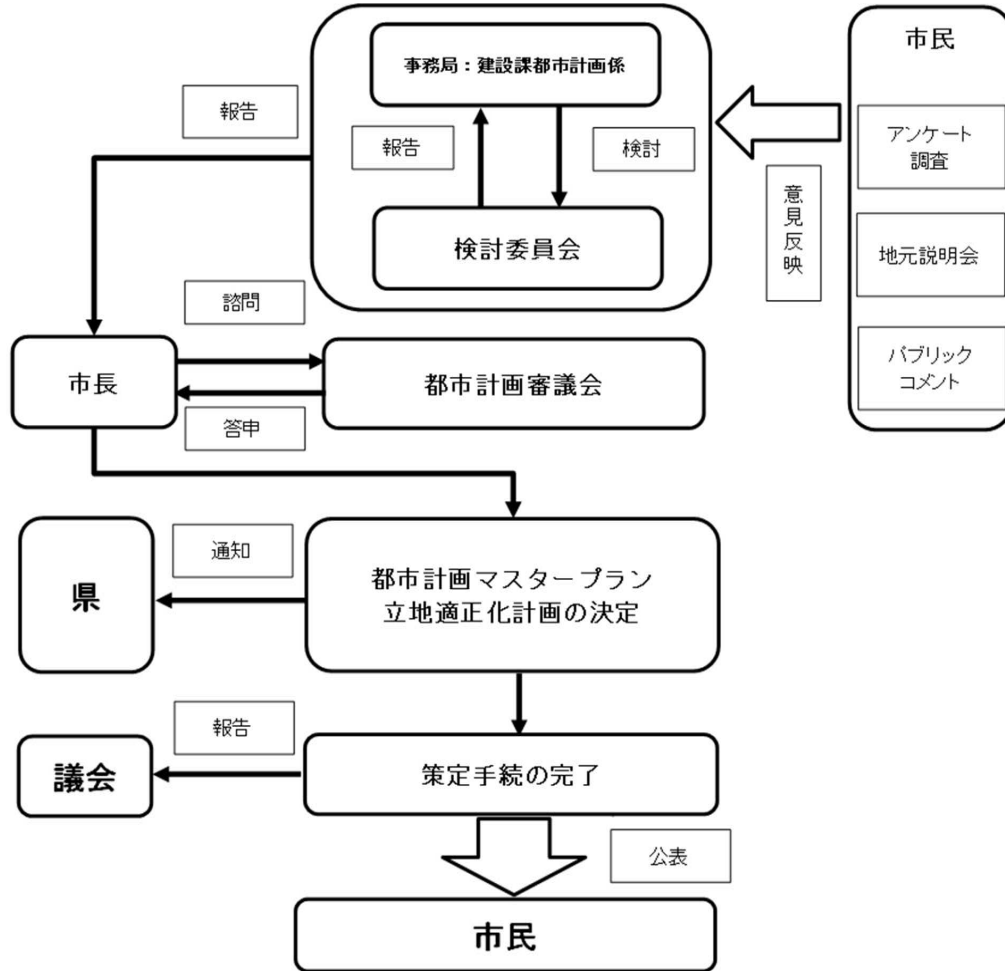
策定スケジュール（年度別実施概要）



・ 計画の位置づけ



・ 計画の策定体制



・ 検討委員会 (案)

(敬称略)

条例区分	区分	氏名	備考
		都市計画審議委員若干名	
第4条3項	市長委嘱		長野県都市まちづくり課 田中地区地域づくりの会 しげの里づくりの会 祢津地域づくりの会 和地域づくりの会 御牧ふれあいの郷づくり協議会 実務経験者 実務経験者

任期：委嘱日から計画公表まで

(事務局)

職名	氏名
都市整備部長	富山直彦
建設課長	山邊修
農林課長	小林幸司
商工観光課長	寺田嘉彦
都市計画係長	中澤公哉
都市計画係主査	竹花祐太郎

Tel.64-5914 (直通)

東御市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会設置要綱 (抜粋)

(設置)

第1条 東御市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び立地適正化計画を策定するため、東御市都市計画審議会条例（平成16年東御市条例第145号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「市町村マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定される「立地適正化計画」に関し検討を行うため、東御市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について必要な調査、検討等を行う。

- (1) 都市計画マスタープラン策定に関する事項
- (2) 立地適正化計画策定に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、都市計画審議会議長が指名する都市計画審議会委員及び条例第4条第3項に基づき市長が委嘱する臨時委員若しくは専門委員の15人以内で組織する。

2 臨時委員若しくは専門委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 東御市内各地区の地域づくり関係団体に属する者
- (3) 都市計画に関する実務経験者

令和5年度都市計画事業について

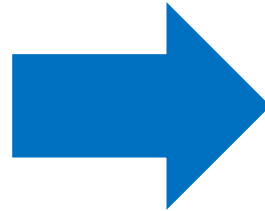
下水道施設統廃合事業
R5: 東上田処理場接続工事

公園施設長寿命化対策
R5: 市民プール配管等改修工事
プールサイド改修工事

➤ 公園施設長寿命化計画進捗状況

令和5年度 市民プール配管等改修工事

令和5～6年度にかけてプールサイドの改修工事を予定。



長野県東御市都市整備部上下水道課

取組概要

人口減少に伴い下水道施設の統廃合を進め、下水道施設の効率的な維持管理と経営基盤の安定化を図った。

◆**総事業費** 289,508千円（平成29年度～令和4年度まで）

◆背景

- 下水道の施設整備から一定の期間が経過し、施設の老朽化により今後、施設の更新需要の増大が見込まれる。
- 人口減少や少子高齢化等の社会情勢に伴い、施設利用率の減少が見込まれる。
- これらの課題を解決するため、下水道施設の統廃合をすることで、更新需要費の抑制と施設の効率的な運営により、維持管理費の削減を図る。

◆具体的内容

- 「新たな下水処理計画」に基づき、東部地区は農業集落排水7地区とコミュニティプラント1地区を公共下水道へ編入・接続する計画とした（9施設→1施設）。
- 北御牧地区は大型合併浄化槽2地区を特定環境保全公共下水道へ、コミュニティプラント2地区は農業集落排水（下八重原処理場）へ編入・接続することを予定している（8施設→4施設）。
- 全体計画としては、17施設を5施設へ統廃合する。

◆効果

- 平成30年度から統廃合事業を開始し、令和4年度末で6つの処理場の編入・接続が完了し、維持管理費が削減された。（平成31～令和4年度で▲約16,371千円）

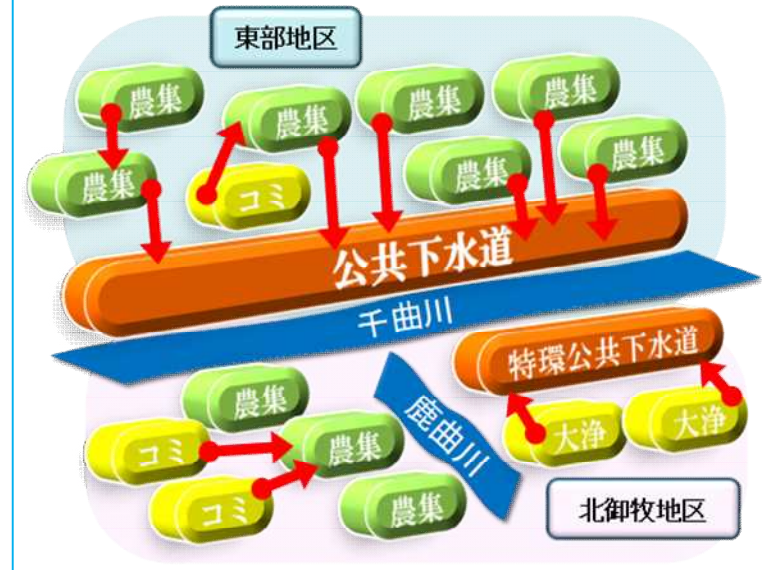
取組のポイント

- 現在、浄化槽処理の東部湯の丸サービスエリアをR3～R6までに公共下水道へ接続。
- 下水道施設の統廃合事業の推進と合わせて、ストックマネジメント計画に基づき、受け皿となる東部浄化センターを計画的に改築・更新を行うことにより、安定した操業とランニングコストの縮減を図っている。
- 下水道施設の統廃合事業については、関係区への協議、説明を丁寧に行い、合意形成を図りながら推進している。

公営企業情報

- 行政区域内人口 29,550人（令和5年1月1日時点）
- 行政区域内面積 112.37Km²（令和5年1月1日時点）
- 処理区域内人口 27,209人（令和4年度決算）

統廃合事業イメージ図



取組のスケジュール

- 平成28年度に計画の認可、H30：別府、R元：滋野、R2：和南部と金井、R3：田沢、R4:新屋処理場の接続工事が完了。

今後の展望

- 令和5年度に東上田処理場、令和6年度に寺坂コミュニティプラントを接続予定。
- 北御牧地区は令和6年度に全体計画・変更認可を予定し、令和12年度に全ての統廃合が完了予定。